

八世紀における新来渡来人の改賜姓について

菅澤庸子

論文要旨

百済・高句麗の滅亡にともない日本に大量に渡来してきた人々は、世代を経る中で日本社会とどのような関係を結んでいったのか。二世から四世にあたる頃、勅により大量の改賜姓が行われた。古代の律令的姓に含まれる主としてウジナに、社会に通ずる特徴を示すという機能があることに鑑みて、彼らの冠するウジナの意味から、日本社会との関わりを解明を試みた。

旧姓では日系帰国者のほかは、総じて「外来者」を示すウジナであったが、新姓では日本の居地名、土地に関連した美称、出自関係、旧姓のウジナを冠し、特に土地関係のものが多い。当時土地私有化政策がとられていた背景から、開拓に努めて実績を為した者、民族性を保持した人々などの存在が窺われた。

一、はじめに

古代における律令制国家の成立は、日本人の対外観の形成の歴史を考える上で重要な画期の一つである。明文化された法のもとに制度機構が整備され、戸籍がつくられ、領民という概念、「国家」という概念が形作られ、国「内」国「外」という別も明確になっていく。その中において、百済・高句麗滅亡にともなって新たに「外」から移住してきた人々（本稿では古い「帰化」伝承をもつ渡来人と区別するため、以下は「新来渡来人」と称する）は、日本社会のなかで、どのような位置にあったのか、またそれにはどのような過程を経たのか。このことを、「姓」と

いうファクターを通して考察してみたい。

律令制における姓については、加藤晃氏が、「姓」は、人名から個人名を除く部分の名称を総称するもので、「天皇の臣民」たることを示す表象として天皇が賜与するものであり、一つの国家的身分秩序とかかわるものであることを明確にした。⁽¹⁾

律令制下、新来渡来人はどのような姓を冠していたのか。新来渡来人の姓を考察するにあたって、神亀元年、天平宝字元年にだされた詔および勅と、それにもなう改賜姓は大きな画期である。すなわち、有姓者に対する改賜姓は賜与された人間のある種の変更と関連する。⁽³⁾大量の改賜姓は、とりもなおさず新来渡来人の社会的地位に変化があり、それが賜姓の詔・勅という政治的行為により顕在化したことを示すといえる。⁽⁴⁾詔・勅発布の社会的誘因となった新来渡来人における社会的地位の変化とはなにか。またそれを顕在化した政治的意図（政治的誘因）はなにか。これらの二点を明らかにすることは、律令制下における新来渡来人の社会的あり方を明らかにすることに繋がる。

後者の、政治的意図（政治的誘因）に関しては、伊藤千浪氏は当時の仲麻呂政権の特色に唐例模倣が指摘されており、唐代に属民を率いて内附した諸蕃の者に「李」という王家の姓を与えて支配におこうとした例がみられることから、唐例模倣ではないかと推測し、「唐例を模倣しつつも、日本独自の姓秩序の整備を行おうとした際、枠外にいる蕃姓渡来人と無姓者、族姓者の存在に注目し、これらを秩序内に組み込むことを意図した」とした。⁽⁵⁾

また、伊藤循氏は、改賜姓自体が困難な古代日本にあつては、帰化系住人の大量の改賜姓は、賜姓の主体たる天皇の権威を強化することになるとした。⁽⁶⁾

さらに、田中史生氏は、勅で賜姓の理由とされる「我俗に附した」というのは、中国の移風易俗思想をもとにして、「明王之化」を持つ天皇を中心として形成される「我俗」が化外に存在する「俗」よりも上位に位置し、「我俗」に移行してくるという中華的世界観にもとづくものであること、天皇による「蕃姓」者への賜姓によって、天皇が全世界の中心に位置するという律令国家成立時からの枠組みを、化外への積極的政策を展開しようとしていた仲麻呂政権下において具体的に表そうとした、とされた。⁽⁷⁾

特に大量の賜姓の根拠となった天平宝字元年の勅が、藤原仲麻呂が権力を掌握した年にあたることから、儒教や中華思想に基づく仲麻呂政権の中国を意識した政治姿勢や、新羅征討計画など積極的外交政策をとっていた折、国内に対して天皇権力の強化にもとめるといふ点で一致した見解がだされている。

一方、前者の新来渡来人における社会的地位の変化という点に関しては、伊藤千浪氏が、姓のうちカバネ部分に着目して考察を行い、二つの詔・勅の対象となった百濟・高句麗滅亡後の渡来人は連、造のカバネ姓を得、新たに姓秩序内に組み込まれたこと、また結果的に勅を契機にして古い帰化伝承をもつ渡来人への賜姓も行われたが、従来いわれていた賜姓によるカバネ姓秩序の混乱はなかったことを論じられた。⁽⁸⁾

また、最近、田中史生氏は、新来渡来人が改姓して地名に因る姓になる例が多いというのは、『令集解』職員令彈正台案所引「古記」に「人居此地、習以成性、謂之俗」とあることから、「俗」が居地と密接な関連性を持ち、「俗」が姓字によっても表象されるとすれば、自らの所在を「諸蕃」ではなく、居地や美称地に求めていることを表すとし、姓に俗をあらわす機能があると見た。⁽⁹⁾

律令的姓では、カバネは国家的身分秩序を表すが、名称自体には血縁関係の相違を表すほかは特定の意味をもたない、とされている。⁽¹⁰⁾ そのため、いままで新来渡来人の姓について論ずる場合、カバネ部分の変化に主たる論点がおかれ、「蕃姓」から「和姓」への変化として姓全般の表面的な特徴は指摘されても、ウジナ部分の示す意味について深く触れられることはなかった。⁽¹¹⁾ その点で、田中氏の論は、ウジナ部分の変化に着眼しており、注目される。しかし、日本における姓は基本的に職掌によって成立していることから考えて、勅がでた時点で姓（この場合特にウジナ部分）に俗をあらわす機能があったと即座には考えにくい。改賜姓の勅が出て、結果的に地名をウジナにもつ新来渡来人が多かったのは、日本の姓に、ウジナに依拠する別の機能があったためではないだろうか。

ウジナに依拠する別の機能とはなにか。本稿では、まず、この点について考察したのち、一般に「蕃姓」から「和姓」と称されている新来渡来人の姓について、ウジナ部分の変化に留意して改めて捉えなおし、そこから推測される新来渡来人の社会的地位の変化を明らかにしてみたい。

二、ウジナ部分に依拠する姓の機能

姓に含まれるウジナ部分については、加藤氏による次のような指摘がある。⁽¹²⁾ すなわち、律令制下の姓は基本的に旧体制のヤマト朝廷下の職掌や部民制下の所属部名が抽象化して成立した、という背景から、姓の名称は前体制下で職掌として機能していたところは所属関係の相違を意味していたが、姓として定着してからは、名称（ウジナ部分・筆者注）そのものには特定の意味をもたず、血縁関係の相違を意味するにすぎないこと。姓の序列関係に抵触しない限りにおいては、姓はいかなる名称であっても差し支えなく、だからこそ「无姓人等、賜所願姓」（『続日本紀』

天平十七年五月二日条) ことも可能であったこと、である。加藤氏はウジナ部分の積極的な意味を否定している。

伊藤氏も渡来人賜姓を論じた論文のなかで、渡来人の姓について蕃姓、和姓、地名によるなどというように表象的な特徴はのべているが、名称そのものについての意味については、言及されていない⁽¹³⁾。

はたして律令制下の姓においては、血縁関係の相違のほか、ウジナ部分を主とする名称はなんの機能も有さないものであろうか。次にあげる史料をみてみよう。

A. 『続日本紀』 靈龜二(七一六) 年九月廿一日条

正七位上山背甲作客小友等廿一人。訴免雜戸。除山背甲作四字。改賜客姓。

B. 『続日本紀』 養老四(七二一) 年六月廿七日条

河内国若江郡人正八位上河内手人刀子作廣麻呂。改賜下村主姓。免雜戸号。

C. 『続日本紀』 養老六(七二三) 年三月十日条

伊賀国金作部東人。伊勢国金作部牟良。忍海漢人安得。近江国飽波漢人伊太須。韓鍛治首百嶋。忍海部乎太須。丹波国韓鍛治首法麻呂弓削部名麻呂。播磨国忍海漢人麻呂。韓鍛治百依。紀伊国韓鍛治杭田。鎧作名床等。合七十一戸。雖姓涉雜工。而尋要本源。元來不預雜戸之色。因除其号。並從公戸。

D. 『続日本紀』 天平勝宝二(七五〇) 年三月十日条

駿河守從五位下猶原造東人等。於部内庵原郡多胡浦浜。獲黄金猷之。練金一分。沙金一分。於是。東人等賜勤臣姓。

『日本文徳天皇実録』 仁寿二(八五二) 年乙巳条 (滋野朝臣貞主卒傳)⁽¹⁴⁾

帝美其功日。勤尊哉臣也。遂取勤臣之義。賜姓伊蘇志臣。

A. B. は、雑戸身分からの解放にともなって改姓が行われた記事である。雑戸は大化前代に職能を以て世襲的に仕えた人々のうち、軍事関

連の重要な職能に従事していたため律令官司制で制度化されて残された人々である。旧体制下の職掌(身分)から転化した姓と現行の職(身分)が一致している例で、身分からの解放と改姓が同意でなされた。天平十六(七四四)年の勅に「汝等今負姓人之所耻也」と称されていることから、雑戸の姓は当時卑賤視されていたようである。

それぞれ改姓によって変わった部分をみると、Aは「山背甲作客」から「客」という姓への改姓で、改姓前も後も無カバネであるから、姓のうちウジナ部分が変わったもの。またBは、「河内手人刀子作」から「下村主」という姓への改姓で、ウジナ部分の変化と、村主というカバネを有するという変化があったものであるといえる。

Cは、金作部東人以下、諸国の工人が、姓が雑戸と紛らわしいので、間違われなために改姓したというものである。この記事ではどのような姓に改姓されたか書かれていないが、A、Bの例から、雑戸の職掌を示すような「金作」「鍛冶」「鑑作」などを、姓から部分的に削除、または全体的に姓を改めたものと思われる。

「金作」「鍛冶」「鑑作」などは、姓全体の主にウジナにかかっている。「人之所耻」とならない姓への改姓で、主にウジナ部分が改められるということは、ウジナ部分に、呼称のもつ機能として、社会的に与える印象と影響があることを語っているといえる。

Dは、国司が領国内で黄金を獲取して献上したという功績をから、「勤臣」を賜姓されたというもの。「勤臣」は功績を美める称(美称)である。姓のうちウジナ部分で、功績の内容(職務に勤勉である)を表している。

このような美称が存在するのも、姓の、特に美める内容を表すウジナ部分に、その人物(および一族)がどんな存在であるかを表す機能をもっているからであろう。美称は特に天皇との個人的関係で付けられるものであるから、自己申請を許可する形の賜姓に比べて、姓を与える主体である天皇にとっての存在を表す部分が強調されている場合と考えられる。

また、渡来人賜姓の勅の発布より後の時期になるが、延暦年間に、本姓が異なる唐人に同じ姓が賜与されている例がみられることも、注目される。日本におけるウジナは、血族を表すという点よりも、社会的な名称という点のほうが強いと思われる。

本来名前というのは、社会的にどのような存在とみられていたか、ということを表すものである。律令制成立時、日本の姓の大勢を占めた旧体制下の職掌や旧部民制の所屬部から発生した姓においても、もとそのような職掌や所屬にあった由来のある血族集団という認識は、呼称する方もされる方も共通してあったと思われる。ウジナもまた社会的にそう呼称されるためには、いくら「賜所願姓」といっても、周りが合点する

ような一定の社会的な認識がなければ定まらない。定姓の許可権が政府側にあった古代においては、政治的な意図による一方的な一族把握もあつたかもしれないが、それでも何らかの社会的認識をとまわなければ定着しないであろう。

姓のうち、カバネ部分が社会階層の上下秩序を表すとしたら、ウジナ部分は一族を他と判別して表す、姓の「名称」としての基本的な部分を担当することになる。そして、他と判別するためには、その一族の最も特徴的なこと、また社会に通用するためには単なる自己主張ではなく、社会が認めるものでなくてはならない。日本社会が一族を把握するに最もわかりやすい特徴を示すこと、これが姓のうち主にウジナ部分に依拠する機能⁽¹⁸⁾といえよう。

さて、神亀元年の詔、天平宝字元年の勅に対応して集団賜姓された新来渡来人たちは、渡来してからどのようなウジナを有し、どのようなウジナに変わったのか。そしてそれはどのような社会的地位の変化を意味するのか。姓に含まれるウジナ部分の変化に留意して、新来渡来人の姓の移行をおつてみることにしよう。

三、新来渡来人の姓の移行

(一) 新来渡来人賜姓の詔・勅

以下は、新来渡来人改賜姓の端緒となった神亀元(七二四)年二月四日詔、天平宝字元(七五七)年四月四日勅の関連部分及び各々に対応して集团的に改賜姓が行われた神亀元年五月十三日と天平宝字五年三月十五日の賜姓記事である。

① 『統日本紀』神亀元(七二四)年二月四日条

又官々仕奉韓人部一人二人尔其負而可仕奉姓名賜。

② 『統日本紀』天平宝字元(七五七)年四月四日条

其高麗百濟新羅人等久慕聖化来附我俗。志願給姓悉聽許之。其戸籍記无姓及族字於理不穩。宜為改正。

③ 『統日本紀』神龜元(七二四)年五月十三日条

從五位上薩妙觀賜姓河上忌寸。從七位下王吉勝新城連。正八位上高正勝三笠連。從八位上高益信男球連。從五位上吉宜。從五位下吉智首並吉田連。從五位下都能兄麻呂羽林連。正六位下賈受君神前連。正六位下栗浪河内高丘連。正七位上四比忠勇椎野連。正七位上荆軌武香山連。從六位上金宅良。金元吉並國看連。正七位下高昌武殖槻連。從七位上王多寶蓋山連。勳十二等高祿德清原連。无位狛祁乎理和久古衆連。從五位下吳肅胡明御立連。正六位上物部用善物部射園連。正六位上久米奈保麻呂久米連。正六位下竇難大足長丘連。正六位下胛巨茂城上連。從六位下谷那康受難波連。正八位上答本陽春麻田連。

④ 『統日本紀』天平宝字五(七六一)年三月十五日条

百濟人余民善女等四人賜姓百濟公。韓遠智等四人中山連。王國嶋等五人楊津連。甘良東人等三人清篠連。刀利甲斐麻呂等七人丘上連。戸淨道等四人松井連。億頼子老等卅一人石野連。竹志麻呂等四人坂原連。生河内等二人清瑞連。面得敬等四人春野連。高牛養等八人淨野造。卓杲智等二人御池造。廷尔豊成等四人長沼造。伊志麻呂福地造。陽麻呂高代造。烏那瀧神水雄造。科野友麻呂等二人清田造。斯臈國足等二人清海造。佐魯牛養等三人小川造。王寶受等四人楊津造。荅他伊奈麻呂等五人中野造。調阿氣麻呂等廿人豐田造。高麗人達沙仁德等二人朝日連。上部王虫麻呂豐原連。前部高文信福當連。前部白公等六人御坂連。後部王安成等二人高里連。後部高具野大井連。上部王弥夜大理等十人豐原造。前部選理等三人柿井造。上部君足等二人雄坂造。前部安人御坂造。新羅人新良木舍姓縣麻呂等七人清住造。須布呂比滿麻呂等十三人狩高造。漢人狛德廣足等六人雲梯連。伯德諸足等二人雲梯造。

①②の詔・勅は、対応して改賜姓された③④の人々が百濟・高句麗滅亡後、日本に渡来してきた人々であることから、古い「帰化」の伝承をもつ渡来人ではなく、「蕃姓」を帯びた新来の人を対象に出されたものであるとされる。そしてまず①で既に官職について仕奉している者、ついで②で各地に安堵された百姓身分の人々に対して順に賜姓の詔、勅が出されたという⁽¹⁹⁾。

ここにいう「蕃姓」については、伊藤千浪氏は「本國の姓」、平野邦雄氏は「一見して帰化系氏族とわかる姓」とされ、その定義は定まっていな⁽²⁰⁾い。共通していえるのは、改姓される以前の姓であるということである。本稿では、姓そのものの性質について考察するため、あえて旧姓とのみ著すことにする。

それでは、どのような姓が新来の渡来人に改賜されたのかをみる前に、まず改姓される以前の旧姓についてみていくことにしよう。なお、①②の詔・勅を根拠にした新来渡来人の賜姓は、③④の集団賜姓のほか、個々その例が『統日本紀』以下に散見され、全てを挙げるのには枚挙にいとまがない。本稿では、詔・勅の出される背景となった社会的変化を探ることに主題をおいているので、詔・勅の意図を直接反映する③④の集団賜姓の例を中心に考察を行い、その他の例については、適宜問題部分で触れることにする。

(二) 新来渡来人の旧姓

1 旧姓の来由

表1は③の賜姓記事、表2は④の賜姓記事による、旧姓から新姓への移行を表したものである。表にみえる旧姓をそれぞれみていくことにしよう。

まず、表1にみえる高、金はそれぞれ高句麗、新羅の王族の姓である(C、D、L、M、N)。それぞれ『新撰姓氏録』にもみえず、来由は明らかではない。Gの都能は倭とも書き、天智天皇十年正月に陰陽に長じるとして小山上を授位された達率(百済官位第二位)角福牟の後裔とおもわれ、百済の貴族の姓。百済大八姓氏に「解」があるが、或いはそれか。四比、谷那、答本(J、W、X)も、『日本書紀』天智天皇条に百済亡命貴族として、同姓がみえている。楽浪(I)の本姓は、『新撰姓氏録』河内國諸蕃によると「高」とあり、楽浪が河内に居したことによる美称か、或いは楽浪郡の楽浪か不詳である。物部(S)は、日本の氏族名であるが、『日本書紀』に百済使として来朝した將軍の副として物部連鳥、物部至々連などがみえ、彼らは倭国から百済、加羅に赴いて留住し事実上「帰化」した日系百済人と目されている²⁵。また、『日本書紀』には紀臣奈率弥麻沙のように、倭人と韓人の女性との間に生まれ父の姓を冠して百済人として存した混血児の例も記されている²⁶。おそらくSの物部も百済あるいは加羅に「帰化」した倭人、あるいは韓人の女性との間に生まれた日系百済人の後裔であろう。Tの久米もまた日本の氏族であるが、『新撰姓氏録』河内國諸蕃で佐良々連の出自に「百済人久米津彦」としている例や、『日本書紀』雄略天皇九年三月条にみえる「紀岡前来自連」のように新羅遠征に加わっている久米連もいることから、久米氏に日系百済人がいた可能性はある。吉(E、F)も、『統日本後紀』および『新撰姓氏録』によると、祖先は倭人で任那(加羅)に住んだとある²⁷。『日本書紀』にみえる他の「帰化」した倭人は日本での姓をそのまま冠しているの、吉も日本の氏族名か。狛(Q)は、新姓の古來連が『新撰姓氏録』にもみえず、姓の来由は未詳であるが、おそらく

〈表1〉

	旧姓	新 姓	名	位 階
A	薩	河上忌寸	妙 觀	従五位上
B	王	新城連	吉 勝	従七位下
C	高	三笠連	正 勝	正八位上
D	高	男 球連	益 信	従八位上
E	吉	吉 田連	宜	従五位上
F	吉	吉 田連	智 首	従五位下
G	都能	羽 林連	兄 麻 呂	従五位下
H	賈	神 前連	受 君	正六位下
I	楽浪	高 丘連	河 内	正六位下
J	四比	椎 野連	忠 勇	正七位上
K	荆	香 山連	軌 武	正七位上
L	金	國 看連	宅 良	従六位上
M	金	國 看連	元 吉	従六位上
N	高	殖 槻連	昌 武	正七位下
O	王	蓋 山連	多 寶	従七位上
P	高	清 原連	祿 德	勳十二等
Q	狛	古 衆連	祁乎理和久	无位
R	吳肅	御 立連	胡 明	従五位下
S	物部	物部射團連	用 善	正六位上
T	久米	久 米連	奈保麻呂	正六位上
U	寶難	長 丘連	大 足	正六位下
V	胛	城 上連	巨 茂	正六位下
W	谷那	難 波連	康 受	従六位下
X	答本	麻 田連	陽 春	正八位上

出自国に因んだ姓と思われる。しかし、本国で国号を姓にしていたとは考え難い（高句麗の王姓は高）ので、日本に渡来してから付いた姓であろう。

ついで表2に目を向けると、余（百1）は百済王族の姓、韓、甘良（百2、百4）はともに出自地に因む姓と思われるが、本姓かどうかは未詳である。王（百3）は『新撰姓氏録』に「王文度の後」とあり、『三国史記』百済本記義慈王二十年条に唐の武官で百済占領後の熊津都督と載る王文度の後裔とされることから、中国の武官の本姓。憶頼（百7）、荅他（百21）は百済の貴族の姓として『日本書紀』天智天皇条、『新撰姓氏録』にみえる。面（百10）は百済の地名の縣州（面）に基づくという説がある。卓（百12）は『新撰姓氏録』に「百済國扶余地卓近國主施比王後裔」と称することから、出自国の本拠地名によった姓と思われる。科野（百17）は、表1の物部と同じく、『日本書紀』に百済使として日本に來朝した將軍の副に同姓の「斯那奴阿比多」、また同書繼体天皇十年九月条に「日本斯那奴阿比多」がみえ、日系百済人で「科野」は「信濃」、日本の姓と解釈される。佐魯（百19）もまた、同姓の「佐魯麻都」が『日本書紀』欽明天皇五年三月条の百済の上奏文にみえる。し

〈表2〉

	旧姓	新姓	名	改姓人数	出自
百1	余	百濟公	民善女	4人	百濟人
百2	韓	中山連	遠智	4人	百濟人
百3	王	楊津連	國嶋	5人	百濟人
百4	甘	清篠連	東人	3人	百濟人
百5	刀	丘上連	甲斐麻呂	7人	百濟人
百6	戸	松井連	淨道	4人	百濟人
百7	億	石野連	子老	41人	百濟人
百8	竹	坂原連	麻呂	4人	百濟人
百9	生	清瑞連	河内	2人	百濟人
百10	面	春野連	得敬	4人	百濟人
百11	高	淨野造	牛養	8人	百濟人
百12	卓	御池造	杲智	2人	百濟人
百13	廷	長沼造	豊成	4人	百濟人
百14	伊	福地造	麻呂		百濟人
百15	陽	高代造	麻呂		百濟人
百16	烏	水雄造	瀧神		百濟人
百17	科	清田造	友麻呂	2人	百濟人
百18	斯	清海造	國足	2人	百濟人
百19	佐	小川造	牛養	3人	百濟人
百20	王	楊津造	寶受	4人	百濟人
百21	荅	中野造	伊奈麻呂	5人	百濟人
百22	調	豊田造	阿氣麻呂	20人	百濟人
高1	達	朝日連	仁徳	2人	高麗人
高2	上	豊原連	虫麻呂		高麗人
高3	前	福當連	文信		高麗人
高4	前	御坂連	白公	6人	高麗人
高5	後	高里連	安成	2人	高麗人
高6	後	大井連	吳野		高麗人
高7	上	豊原造	弥夜大理	10人	高麗人
高8	前	柿井造	選理	3人	高麗人
高9	上	雄坂造	君足	2人	高麗人
高10	前	御坂造	安人		高麗人
新1	新良木舎姓	清住造	縣麻呂	7人	新羅人
新2	須布呂比	狩高造	満麻呂	13人	新羅人
漢1	狛	雲梯連	廣足	6人	漢人
漢2	伯	雲梯造	諸足	2人	漢人

かし、この佐魯麻都は「佐魯麻都雖是韓腹、位居大連」と記されていることから、「韓腹」を「韓土の生まれ」と解釈して百濟人とみる説と、「韓婦所生」と解釈して百濟人の母親をもつ日系人とみる説の二つがあり、佐魯の姓が百濟の姓か日本の姓かは未詳である。調(百21)は、「日本書紀」斉明天皇元年是歲条に百濟副使として「東部恩率調信仁」(東部は百濟の行政区画の五部の一。恩率は官位)という官人の名がみえ、百濟の貴族の姓。達沙(高1)は「日本書紀」斉明天皇二年八月八日条に闕名で「高麗大使達沙」とみえるのをはじめ、高句麗人に多い姓とされる。⁽³²⁾ 上部王(高2)、前部高(高3)、後部王(高5)、後部高(高6)については、姓に含まれる上部、前部、後部は高句麗の行政区分である高句麗五部の名称であり、また、高は高句麗王族の姓、王も高句麗人の姓である。「日本書紀」に、百濟人の例であるが、上述の「東部恩率調信仁」のように「行政区+官位+姓+名」という人名表記の仕方がみえることから、おそらく出自国の本拠の行政区名に本姓を重ねた名

のりが姓になったものと思われる。前部（高8、高10）、上部（高9）は、上述の通り高句麗の行政区分の五部の名称。「日本書紀」天智天皇五年正月十一日条に高麗使として「前部能婁」がみえる。前部能婁の本姓は高で、姓を闕く「行政区分十名」という形の人名表記である。これに準じた名のりが、姓として定着したものか。新良木舍姓（新1）は、舍姓が新良木所属の意味という説³³、「姓」の字は「新良木舍」までが姓であることを示すという説³⁴があるが、未詳。また、他のものについては、未詳である。

以上のことを整理すると、旧姓の来由は、次の五つに分類できる。

1. 「高」「王」「金」「物部」「久米」など、本姓がそのまま姓となったもの。
2. 「上部高」など「日本書紀」での百済人の名称の記し方「行政区地名十官位十姓十名」に準じた行政区名に本姓を重ねた名のりが姓になったと思われるもの。

3. 「上部」など「日本書紀」での百済人、高麗人の名称の記し方「行政区地名十名」に準じた名のりが、姓として定着したと思われるもの。
4. 「卓」など出自国の本拠地名を姓としたもの。

5. 「狛」など本姓ではなく、日本にきてから「どこそこ（国号）から来ただれそれ」という意味でついた名称と思われるもの。

一口に旧姓といっても、出自国での本姓のほか、さまざまな形のなりたちがあったことがわかる。それではこれらに共通していえる特徴は、なんだろうか。節を改めて考察していくことにしよう。

2 旧姓の特徴

「大日本古文书十三」所収の正倉院文書「西南角領解」に、次のようなくだりが記載されている。

竹志浄道 年廿

撰津職百済郡南部郷戸主正六位下竹志麻呂戸口

ここにある「撰津職百済郡南部郷戸主正六位下竹志麻呂」というのは、表2にある竹志麻呂（百8）のことである。「西南角領解」の表記の仕方からみて、「竹志麻呂」というのは戸籍に掲載されている形と思われ、表2で旧姓とした「竹志」は戸籍に記入された形の姓といえる。

勅②にあるように、賜姓された人々は「聖化来」して「久しい」のであるから、「律令」の規定にあるように「於寛國附貴安置」（戸令没落外番条）され、戸籍に付される行政措置はすでに終わっている。戸籍に姓名が記帳されるということは、個人の姓名が確定されるということである。⁽³⁵⁾また、詔①に基づいて賜姓された官人の人々は表1にあるように、すべて有位者である。授位の際に与えられる位記にも定姓の機能があったことが指摘されているから、表1の人々は、位記によっても定姓がなされていた。

前節でみたように、「上部高」などは、本来の姓では「高」となるべきところであり、また「狛」など本姓ではなく、日本に来てからついた名称と思われるものもあることから、旧姓がすべて本國での姓とは言い難い。それぞれの旧姓に共通していえるのは、戸籍に記入されたり、更に位記に記入されたりして、姓として固定されたもの、日本において姓とみなされたものであることが、まず一つ挙げられる。

つぎに挙げられるのは、全てが無カバネであることである。寛國に土地を与えられ、戸籍に付されたが、カバネによって階層を表す姓秩序の中では（無姓である奴婢よりは上だが）、姓を有する良民の中では一番下に置かれたということになる。従来、詔①勅②の対象となった表1・2の人々は無姓および族姓者とともに「姓秩序の枠外にあった」⁽³⁷⁾と解されているが、表1・2の人々は姓秩序の枠外にあったのではなく、姓秩序の一番下に置かれていたというほうが、正確であろう。⁽³⁸⁾

むろん、新来渡来人の中にも、無姓者はいた。天平宝字二（七五八）年に加羅造を賜姓された美濃國席田郡大領子人のように、良民でありながら無姓でいた者は、本人も申し立てているように「俗に慣れていなかたため、姓をつけられなかつた」⁽³⁹⁾もので、良民でありながら良民の標しである姓がつけられないまま5世もほっておかれた、すなわち行政の対応処置がおくられて「姓秩序の枠外」にあった者といえる。新来渡来人のなかにも、さまざまな形があったことが想定される。

さらに、以上の形状的な特徴のほか、「物部」「久米」など従来の日本の氏族の姓を冠している日系人帰国者を除いて、百済・高句麗・新羅など出自国における本姓、出自国行政区名、出自国にちなむ名称など、日本の外からきたことを示すということが、三番目の特徴として挙げられる。

先述したウジナ部分に拠する姓の機能に鑑みて、「日本の外からきたこと」が、日本社会が彼らを把握するのに最もわかりやすい特徴であったといえる。

それでは、彼らの有する特徴はどのようなものになつたのか。それはどんな社会的地位の変化を意味するのか。新来渡来人の新姓をみてみ

ることにしよう。

(三) 新来渡来人の新姓

表3、4は先に表1、2で表した集団賜姓について、新姓のうちウジナ部分が何に因るかを表したものである⁽⁴⁾。

まず、新姓で共通していえる特徴は、カバネを有する姓になったことである。カバネ部分で示される姓秩序において、無カバネ層から有カバネ層に地位が上昇した。この地位の上昇は、詔①勅②にあるように、表3の人々には「官に仕奉」していること、表4の人々には「我俗に附した」ことを賞与してのことであろう。

また、詔①は「又官々仕奉韓人部一人二人尔其負而可仕奉姓名賜」とあり、一方的な「賜与」であるが、勅②では「志願給姓悉聽許之」とあり、「志願」したものに對する「賜与」である。従って、勅②を根拠に為された表4の新来渡来人の改賜姓は、「志願」——すなわち「こうみられたい」という一族の自負と、「許可／賜与」——律令政府側の「こうとらえたい」という意図が交差したものである。ただ、勅にあるように「志願」は「悉く許す」となっているので、政府側の意図は「とらえたい」という積極的なものではなく、体制に反するものをチェックする消極的なものであったと思われる。

する側と許可する側の思惑が存在していたにしろ、先述したように他と判別する名称として機能するためには、表す内容が、その一族を意味するものとして社会に通用するものでなくてはならない。新しい名を名のということは、新しい名の意味する状況をすでに築いているという実績、背景が必要とされてくる。表3、4に示したように詔①勅②に対応して集団賜姓された新来渡来人の新姓は、日本地名、出自関連、美称、旧姓、に由来するものになっている。新姓のウジナ部分の表す状況を、日本地名、出自関連、美称、旧姓の順に考察していくことにしよう。

1 日本地名

表3・4にあるように、日本の地名は、新姓のなかで最も多く、また居地の名であると考えられている。表4で不明としてあるものも、「丘」「野」「原」「沼」「田」「川」「坂」など土地を喚起するものが多く、土地関係に因んだ名（或いは美称か）と思われる。外来者という特徴に変えて、居地名が社会に通用する特徴となるということは、渡来時に比べ、安堵された土地のものとして土地との繋がりが強まったこと、定着したことを表しているといえる。表にのる人々は世代的にも、二世（表3）から四世（表4）の頃である。すなわち、表3にある吉宜は、日本に

〈表3〉

旧姓	新 姓	新姓の由来 (ウジナ部分)	名
薩	河上忌寸	日 本 地 名	妙 観
王	新 城 連	日 本 地 名	吉 勝
高	三 笠 連	日 本 地 名	正 勝
高	男 球 連	不 明	益 信
吉	吉 田 連	旧姓+日本地名	宜
吉	吉 田 連	旧姓+日本地名	智 首
都能	羽 林 連	不 明	兄 麻 呂
買	神 前 連	日 本 地 名	受 君
楽浪	高 丘 連	本姓+日本地名	河 内
四比	椎 野 連	旧姓四比と同音	忠 勇
荆	香 山 連	日 本 地 名	軌 武
金	國 看 連	不 明	宅 良
金	國 看 連	不 明	元 吉
高	殖 槻 連	日 本 地 名	昌 武
王	蓋 山 連	日 本 地 名	多 寶
高	清 原 連	日 本 地 名	祿 徳
狛	古 衆 連	不 明	祢乎理和久
吳廩	御 立 連	日 本 地 名	胡 明
物部	物部射園連	旧姓+射園 (不明)	用善
久米	久 米 連	旧 姓	奈保麻呂
寶難	長 丘 連	日 本 地 名	大 足
胛	城 上 連	日 本 地 名	巨 茂
谷那	難 波 連	日 本 地 名	康 受
答本	麻 田 連	日 本 地 名	陽 春

〈表4〉

旧 姓	新姓	新姓の由来 (ウジナ部分)	名
余	百濟公	出自国名	民 善 女
韓	中山連	日本地名	遠 智
王	楊津連	日本地名	國 嶋
甘	良 清篠連	不明	東 人
刀	利 丘上連	不明	甲斐麻呂
戸	松井連	不明	浄 道
億	頼 石野連	日本地名 OR 美称	子 老
竹	志 坂原連	不明	麻 呂
生	清瑞連	不明	河 内
面	春野連	美称	得 敬
高	浄野造	不明	牛 養
卓	御池造	美称	杲 智
廷	尔 長沼造	不明	豊 成
伊	志 福地造	日本地名か	麻 呂
陽	高代造	日本地名か	麻 呂
烏	那 水雄造	不明	瀧 神
科	野 清田造	不明	友 麻 呂
斯	臈 清海造	不明	國 足
佐	魯 小川造	不明	牛 養
王	楊津造	日本地名	寶 受
荅	他 中野造	不明	伊奈麻呂
調	豊田造	不明	阿氣麻呂
達	沙 朝日連	不明	仁 徳
上	部 王 豊原連	美称	虫 麻 呂
前	部 高 福當連	不明	文 信
前	部 御坂連	不明	白 公
後	部 王 高里連	不明	安 成
後	部 高 大井連	不明	吳 野
上	部 王 豊原造	美称	弥夜大理
前	部 柿井造	不明	選 理
上	部 雄坂造	不明	君 足
前	部 御坂造	不明	安 人
新良木舍姓	清住造	不明	縣 麻 呂
須 布 呂 比	狩高造	日本地名か	満 麻 呂
狛 徳	雲梯連	日本地名	廣 足
伯 徳	雲梯造	日本地名	諸 足

渡来した吉大尚の息子で二世である。都能福牟、谷那晋首、答本春初、億頼福留といった人も、吉大尚と同じころに渡来したと思われる（『日本書紀』天智天皇条）から、彼らの後裔と目される表3の都能兄麻呂、谷那康受、答本陽春、表4の億頼子老もまた（表4の人々が賜姓されたのは表3から三十年以上たっているので）、三世から四世と思われる。

日本に「帰化」した新来渡来人は「律令」にあるように、「寛国に付され」土地の生活に慣れるまで、十年間の課役免除をうける⁽⁴¹⁾。実際に行われるところは、班田農民のいない、すなわち班田のない地で、そこで土地を開拓していくことになる。墾田をよく行ったものを賞する力田に、「前部寶公」など新来渡来人の名が出る例（『統日本紀』天平十九年五月十六日条）もみられる。律令政府の土地政策で、養老七（七二二）年には三世一身法、天平十五（七四三）年には墾田永年私財法が出ているから、墾田に精をだし、土地との繋がりを密にした者も多かったと考えられる。

また、表3の官人層の場合、実際に居地に定着したという要素のほかに、日本の姓のうち官人層において新しい時期に成立した姓である外交官の小野氏などは、中国の姓に対応して地名に拠ったとされるので、世代を経て「官に仕奉」してもはや「外来」という存在ではなくなった一族に対して、小野に倣って居地名を以てしたという要素もあると思われる。

2 出自関連

表4にある出自国号の百済をウジナにした余は、王族姓者である。世代が移った時期にあっても、自らの出自を一族の特徴の第一に掲げるのは王族としての自負の現れであろう。王族姓者は、表3・4でも高、金など、このほか『新撰姓氏録』にも、王侯出自を称するものは散見できる。百済・高句麗からの新来の渡来人には、滅亡にともなう王侯が多かっただけに、王侯の出自という意味で国号をウジナに冠したのは、百済最後の義慈王の直系にあたる百済王氏など系譜が確かな者であったと思われる。

これに対し、集団賜姓に先立つ天平五（七三三）年に武蔵國埼玉郡新羅人徳師達男女五十三人が「請に依り」新羅王族姓の金姓になっている例⁽⁴³⁾や、天平宝字二（七五八）年に先述した美濃國席田郡大領の子人たちが加羅國から渡来したことを理由に国号による姓を請願し、加羅造を賜姓⁽⁴⁴⁾されている例は、上記の系譜を後ろ盾にしたものとは別の、出自への自負の表われとみられる。

律令政府は渡来人の同国出身者を集団で居住させていることから、新来渡来人たちはそれぞれの場所でそれぞれの民族性を保有するという⁽⁴⁵⁾ことも行われていたと考えられる。天平年間、新来渡来人が集住する地域で、天皇の行幸の際、風俗楽が奏されるといった例もみられるのもその

表われてあろう。

また、表にのせる集団賜姓時の改姓ではないが、出自関連のウジナを冠した氏族として、高麗朝臣が挙げられる。高麗朝臣は、旧姓を肖奈公といい、高句麗五部の肖奈部をウジナにしていた氏族である。一族が登用される動向が、当時高句麗の後裔を称する渤海との外交状況に呼応しているため、肖奈公から肖奈王（天平十九（七四七）年⁽⁴⁶⁾）、そして高麗朝臣（天平勝宝二（七五〇）年⁽⁴⁷⁾）への短期間における度重なる改姓もまた、政治的利用が背景にあると思われる。渤海との外交方針に変化があったのち、「旧俗（高麗）を未だ姓としている」として高倉朝臣に改姓（宝龜十（七七九）年⁽⁴⁸⁾）しているのも、そのためであらう。⁽⁴⁹⁾

3 美 称（事績）

美称は、藤原朝臣仲麻呂がその功績により「藤原惠美朝臣押勝」の名を賜与された例⁽⁵⁰⁾や、先述の黄金を献上した功績で「勤臣」を賜姓された檜原造東人等のように、本来天皇との個人的繋がり、または一族の功績を称えたものと解される。美称と考察されているものとして表に記した個々について、それを裏づける史料はないが、「春野」「御池」「豊原」など土地関連の名称となっているため、土地関連の事績があったとも考えられる。また、賜姓の根拠となった勅⁽⁵²⁾では「姓を給はらんことを志願せば悉く聴許せ」とあるので、天皇との個人的繋がりというよりは、自負の要素が強いと思われる。1で述べたように、墾田に精をだし私有地を拡張したり、開拓に尽力した者もいたと思われるから、そのような土地を愛でる呼称を、自ら請願し、周囲の者もその事績を認める存在であったということもありうる。⁽⁵²⁾

4 旧 姓

旧姓を冠しているのは、吉、物部、久米といった日系帰国者である。同じく日系帰国者かと目される科野、佐魯はそれぞれ別のウジナに変わっているの比べて、元の一族との繋がり、同族意識が強かったと思われる。このうち、吉は旧姓の吉に「田」の一字をあわせた「吉田」というウジナ、物部は旧姓に「射園」をあわせた「物部射園」というウジナになっている。射園は不明であるが、田は居住地の平城京田村里からきており（『統日本後紀』承和四年六月廿八日条、『新撰姓氏録』左京皇別）、血縁のほか、居住地との繋がり、また独立した族の自負も感じられる。

四、おわりに——賜姓の詔・勅発布の社会的誘因——

新来渡来人賜姓の詔、勅の発布された神亀元年、天平宝字元年は、百濟、高句麗の滅亡から数えて六十年から九十年にあたり、詔および勅の対象者である新来の人々は、時間的経過からみて、ちょうど二世から四世のころと想定される。この半世紀から一世紀にわたる時間の経過の中で、新来渡来人たちは、日本社会とどのような新しい関係を結んでいったのか。

本稿では二章で明らかにした「社会に通ずる特徴を示す」という姓のうち主にウジナ部分に拠する機能に着眼し、主に勅によって集団賜姓をされた人々の姓の変化を通して、日本社会の中で彼らの存在はどのような変化を遂げたのか、考察を行った。

まず、賜姓前の旧姓をみるに、日本氏族の姓を冠する日系人帰国者のほか、出自国における本姓、出自国行政区名、出自国に因んだ名称など、総じて日本の外からきたことを示す姓（ウジナ）を有し、また良民の中では一番下の無カバネ姓であった。このことは、日本の「良民」として定姓されながらも、渡来当初は、「外来者」として遇されていたことを示している。

かわって賜姓後の新姓では、まず全てがカバネを有するようになり、社会的地位が上昇している。ウジナには居地名、出自関連、美称、旧姓を冠し、とくに居地名をウジナにするものが多い。

居地名によるウジナは、世代を重ねたことからくる土地定着の深まりのほか、安置先で墾田に従事して政府の土地政策に応じた私有地拡大に努め、土地との繋がりを密にした者もいたであろうことが想定される。美称も土地に関するものとなっており、土地関連の事績があったものと思われる。また、出自関連のウジナがあることは、民族性を保持した（或いはのぞむ）人々の存在を示す。高貴な系譜を持つ特別な人々のほか、出自に対する自負の表われからと思われる人々もいることは注目される。いっぽう政治的背景から出自を強調されたと思われる例もみられる。さらに、日系帰国者たちは、旧姓を冠するもの、別のウジナになったものに分かれる。旧姓を冠するものにも、居地名などを加えたウジナにしている者がいることから、血縁のほか居地との繋がりが、独立した族としての自負の存在がみられる。

新来の渡来人たちは、さまざまな形で、日本社会との関係を結び、深めていった。新姓によって推定されるさまざまな形で社会との関わりは、彼らを一律に「外から来た人」として遇する呼称（ウジナ）と、実状が合わなくなっていたと思われる。このことが、社会的な誘因となり、

一章で触れた政治的な意図（誘因）と重なった時に、賜姓の勅が発布されるに至ったと考えられるのである。

注

- (1) 加藤晃「我が国における姓の成立について」〔『続日本古代史論集』上所収、一九七二年〕。
- (2) 渡来人の姓に関する研究には、村尾次郎「氏族崩壊に現れたる帰化人同化の一形態―新撰姓氏録編纂にいたるまで―」〔『史学雑誌』五二ノ八、一九四一年〕、平野邦雄「八世紀の帰化氏族に対する賜姓」〔『大化前代社会組織の研究』所収、一九六九年〕、義江明子「律令制下の公民の姓秩序」〔『史学雑誌』八四ノ一二、一九七五年〕、伊藤千浪「律令制下の渡来人賜姓」〔『日本歴史』四四二、一九八五年〕、田中史生「律令国家と『蕃俗』」〔『日本古代国家の民族支配と渡来人』所収、一九九七年〕などがある。
- (3) 加藤晃前掲注(1)論文。
- (4) 後に天平宝字元年勅を根拠に古い帰化伝承をもつ渡来人も乗ずる形で改姓を行ったが、この勅および神亀元年の詔は、本来新来の渡来人を対象に出されたものであることが、伊藤千浪氏により指摘されている（伊藤千浪前掲注(2)論文）。
- (5) 伊藤千浪前掲注(2)論文。
- (6) 伊藤循「古代王権と異民族」〔『歴史学研究』六六五、一九九四年〕。
- (7) 田中史生前掲注(2)論文。
- (8) 伊藤千浪前掲注(2)論文。
- (9) 田中史生前掲注(2)論文。
- (10) 加藤晃前掲注(1)論文。
- (11) 最近、遠山美都男氏によって渡来人のウジナを正面からとらえる研究がなされた（遠山美都男「日本古代の畿内と帰化氏族」『ヤマト王権と交流の諸相』〔『古代王権と交流5』所収、一九九四年〕。しかし、遠山氏はウジナを「大王に臣従、奉仕する集団（これが氏である）が王権への臣従、奉仕の由来を集約的に表記したもの」として大化前代のウジナの視点でとらえ、また大化前代の古い帰化伝承をもつ渡来人と律令制形成時以降の新しい渡来人を一緒にして論じている。そのため、大化前代におけるウジナを通じた渡来人の性質については明解にとらえておられるが、律令的姓の成立以後における渡来人、とくに新来の人々については視点を欠いているように思われる。
- (12) 加藤晃前掲注(1)論文。
- (13) 伊藤千浪前掲注(2)論文。
- (14) 伊藤志臣は延暦十七（七九八）年に滋野宿禰に改賜姓されている（『日本三代実録』貞観元年十二月二十二日条（滋野朝臣貞雄卒傳））。
- (15) 『続日本紀』天平十六年二月十二日条
- (16) 延暦三年六月二日に、唐人晏子欽と徐公卿、同六年四月に唐人王維情・朱政という本姓が晏、徐、王と異なる者に同じく栄山忌寸が賜姓。また、延暦三年六月十四日には、唐人孟惠芝と張道光というやはり本姓が孟、張と異なる者に嵩山忌寸という同じ姓が賜姓されている（『続日本紀』同日条）。

- (17) 『世界大百科事典』(平凡社、一九八八年)の「名」の項には「名を与えようという行為には、名付ける人と名付けられる対象とが関与している。そしてその行為の主体は、それぞれの文化を背負った名付ける人の側にある。つまり、名はある意味で名付ける人の側の(世界像)を示すものであり」とある。また、古代における日本の姓は造籍によって定められたとされる。原秀三郎氏は、造籍による姓の定着に関して述べるなかで、戸籍に記帳される「氏・姓・名」を「諸個人を他と区別し、社会的地位や、支配関係への所属が瞭然となる『記号』と表現している(『大化改新論批判序説』下『日本史研究』八八)。
- (18) ここで「主にウジナ部分」としたのは、忌部氏や大伴氏のように旧体制下の職掌がウジナ部分にある氏もあれば、白猪史のように、白猪の屯倉で文筆にあたった者という職掌がウジナとカバネと合わさった姓全体になっている氏族もあるため。
- (19) 伊藤千浪前掲注(2)論文。
- (20) 平野邦雄「八世紀の帰化氏族にたいする賜姓」(『大化前代社会組織の研究』所収、一九六九年)。
- (21) 『続日本紀』大宝元年八月二日条。
- (22) 『日本書紀』天智天皇十年正月是月条。
- (23) 『日本書紀』天智天皇四年八月条に達率四比福夫、同十年正是月条に達率谷那晋首、答本春初がみえる。
- (24) 『日本書紀』継体天皇九年二月四日条所引「百濟本記」に物部至至連、欽明天皇二月徐に物部鳥の名がみえる。
- (25) 平野邦雄「大化前代社会組織の研究」、一九六九年。
- (26) 『日本書紀』欽明天皇二年七月条。
- (27) 『続日本後紀』承和四年六月二十八日条、「新撰姓氏録」左京皇別「吉田連」。
- (28) 『日本書紀』天智天皇二年九月廿四日条に「達率(百濟官位十六品の第二位)憶頼福留」、「新撰姓氏録」右京諸蕃「中野造」の項に「百濟国人許率(百濟官位十六品の第五位)答他斯智」の後裔とある。
- (29) 岩波新日本古典文学大系「続日本紀」注。
- (30) 岩波新日本古典文学大系「続日本紀」注、また、坂本太郎氏も、もと信濃出身の人が百濟に渡り土着したとする(坂本太郎「古代信濃人の百濟における活躍」『歴史と人物 坂本太郎著作集11』所収、一九八九年)。
- (31) 岩波古典文学大系「日本書紀」欽明天皇五年三月条の注に、「韓土の生まれ」とする谷川士清「日本書紀通証」の見解と「韓婦所生」とする河村秀根「書紀集解」の見解を載せる。
- (32) 岩波日本古典文学大系「日本書紀」注。
- (33) 佐伯有清編「日本古代氏族事典」(一九九四年)「新良木」項。
- (34) 岩波新日本古典文学大系「続日本紀」注。
- (35) 井上光貞氏は、庚午年籍、さらにはその後の古代の戸籍にも、その作成に「定姓」がともなったことを指摘し、以来定説となっている(井上光貞「庚午年籍と対氏政策」『日本古代史の諸問題』所収)。

- (36) 井上光貞前掲注(34)論文、熊谷公男「位記と「定姓」——統紀に見える叙位記事と賜姓記事のくいちがいをめぐる——」(『統日本紀研究』一八三、一九七六年)。
- (37) 伊藤千浪前掲注(2)論文。
- (38) 吉宜のように父の代に日本に渡来してきたものをはじめ、先学の考察にあるように、かれらは七世紀末ころに渡来した新来の人々で、戦時下の混乱期、大量の渡来もあったが、帰国もあったろう。人数が多かったこと。日本側もまた、律令体制形成期にあり、姓秩序そのものを形成している時期で、すぐに対応できなかった。積極的に一番下に位置づけたというよりも、処置が遅れたのだとも考えられる。
- (39) 『統日本紀』天平宝字二年十月廿八日条。
- (40) 表3・4に記した日本地名については、岩波新日本古典文学大系『統日本紀』当該条の注、また佐伯有清編『日本古代氏族事典』(一九九四年)の当該氏項を参照。
- (41) 『令義解』戸令没落外蕃条、「令義解」賦役令没落外蕃条。
- (42) 加藤晃前掲注(1)論文。
- (43) 『統日本紀』天平五年六月二日条。
- (44) 『統日本紀』天平宝字二年十月廿八日条。
- (45) 天平十二年に美濃國に行幸した聖武天皇を饗して、新羅衆が奏されている。美濃國は靈龜元年に新羅人七四家が貫されて席田郡が設置され、また、天平宝字五年正月、仲麻呂の新羅征討計画がたてられた際に新羅語を習う少年を選出する地として名があがっていることから、新羅人が集住している地域。おそらく現地の新羅出自の渡来人によって奏されたとみなされる(『統日本紀』天平十二年十二月四日条)。
- (46) 『統日本紀』天平一九年六月七日条。
- (47) 『統日本紀』天平勝宝二年正月廿七日条。
- (48) 『統日本紀』宝龜十年三月十七日条。
- (49) 肖奈王氏に関する詳しい経緯については、拙稿「古代日本における高麗の残像——渤海・背奈王氏を通して——」(『史窓』四七、一九九〇年)参照。
- (50) 『統日本紀』天平宝字二年八月廿五日条。
- (51) 岩波新日本古典文学大系『統日本紀』注、佐伯有清編『日本古代氏族事典』(一九九四年)の当該氏項。
- (52) 田中史生氏は「現実の地名を冠するものは、その地域に対する在地性が強い一方、美的地名を冠するものは、居住地域での在地性が希薄で、自らの「俗」を現実には存在しない美観を表現できる地域に擬状させており、それぞれが姓として天皇に認められることにより、それらを体现したものと考えられる」と考察している(田中史生前掲注(2)論文の注(32))。
- (53) 百済の滅亡は六六三(天智天皇二年)、高句麗の滅亡は六六八(天智天皇七年)年である。官人対象の詔の発布された神龜元(七二四)年は百済の滅亡から数えて六十一年、高句麗の滅亡から数えて五十六年、百姓身分対象の勅が発布された天平宝字元(七五七)年は、百済の滅亡から九十四年、高句麗の滅亡から八十九年の月日がたっている。